

## 報告第2号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

### 専決処分第6号

#### 専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年12月27日

幕別町長 飯田 晴義

### 損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

#### 1 理由

令和4年11月3日午前7時頃、幕別町字相川576番地41付近の町道相川6線において、相手方が運転する車両が当該道路を西進中、路面排水設備の縦断トラフ設置箇所を通過した際に、縦断トラフの端付近のグレーチングの溶接が外れていたためグレーチングが跳ね上がり、車両助手席側の下部下廻り及びスポイラーを破損する事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

161,876円

3 損害賠償の相手方

町内在住の方